

「Weplat クラウドサーバー」 利用規約

セイコーエプソン株式会社およびエプソン販売株式会社（以下総称して「エプソン」といいます）は、以下の利用規約（以下「本利用規約」といいます）に基づき、「Weplat クラウドサーバー」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。なお、本サービスの体験版（以下「体験版」といいます）の利用を希望されるお客様は、本利用規約の第 2 2 条の条件についてもご確認ください。

.....

第 1 条（利用申込み）

本サービスの利用を希望されるお客様は、本利用規約を注意してお読みいただき、販売代理店が定める方法により本サービスの利用申込みを行なっていただきます。この利用申込みをされた時点で、お客様は本利用規約のすべての条件に拘束され、従うことに同意いただいたものとみなさせていただきます。

第 2 条（本サービスの概要）

1. 本サービスは、エプソンが提供する会計システム（以下「会計システム」といいます）をご利用されるお客様で、かつ第 3 条の定めに基づき本利用契約が成立したお客様（以下「利用者」といいます）に対し、エプソンが、3 年更新型契約（本条第 2 項にて定めます）または 1 年更新型契約（本条第 3 項にて定めます）のいずれかの契約形態にて提供する有償サービスです。
2. 本利用規約において、3 年更新型契約とは以下の条件からなる契約形態をいいます。
 - ① 利用期間は利用開始日から 3 年間とします。
 - ② 利用期間中、本利用規約に別段の定めがない限り、クラウドサーバータイプの変更、1 年更新型契約への変更を含め、契約条件の変更は一切できないものとします。
 - ③ 利用期間満了の 60 日前までにエプソンに対して、本サービスの利用停止、3 年更新型契約のままクラウドサーバータイプの変更、1 年更新型契約への変更の申し出がない限り、さらに 3 年間、本利用契約は同条件にて更新され、以後同様とします。ただし、本利用規約に別段の定めがある場合を除きます。
 - ④ 利用期間の途中で本利用契約の解約を希望する場合、解約希望日の 60 日前までにエプソン所定の方法にてエプソンに通知し、解約月を除く残月数に応じて、エプソンが別途定める解約金を支払うものとします。
3. 本利用規約において、1 年更新型契約とは以下の条件からなる契約形態をいいます。
 - ① 利用期間は利用開始日から 1 年間とします。
 - ② 利用期間中、本利用規約に別段の定めがない限り、契約条件の変更は一切できないものとします。ただし、利用期間中、お客様は、1 年更新型契約のままクラウドサーバータイプのアップグレード変更をすることができます。当該変更の申し込みがなされた場合、以降、当該変更後の契約条件が適用されます。

- ③ 利用期間満了の60日前までにエプソンに対して、本サービスの利用停止、1年更新型契約のままクラウドサーバータイプの変更、3年更新型契約への変更の申し出がない限り、さらに1年間、本利用契約は同条件にて更新され、以後同様とします。ただし、本利用規約に別段の定めがある場合を除きます。
 - ④ 利用期間の途中で本利用契約の解約を希望する場合、解約希望日の60日前までにエプソン所定の方法にてエプソンに通知し、解約月を除く残月数に応じて、エプソンが別途定める解約金を支払うものとします。
4. エプソンは、本サービスとして、以下に定めるサービスを提供します。なお、本サービスは以下に定めるサービスに限られます。例えば、お客様がインストールされたウイルス対策ソフトのサポートは、本サービスの対象外になります。
- ① クラウドサーバー機能
 - ② 拡張ディスク（クラウドサーバーのハードディスクを100GB単位で拡張することができます。ただし、一度拡張したディスクは縮小することはできません。）
 - ③ R4アプリケーションのバージョンアップ（アプリケーションの利用につきましては、各アプリケーションの利用規約に従います。）。なお、利用者が準備した利用環境に起因してR4アプリケーションのバージョンアップを提供できない場合には、当該サービスを提供しません。
 - ④ Windows Updateの実施。なお、Windows Updateには、Windowsのアップグレード（マイクロソフト社により提供されるWindows OSの移行・変更等）は含まれません。
 - ⑤ クラウドサーバーの全バックアップ
 - ⑥ クラウドサーバー環境の障害監視と復旧作業。なお、クラウドサーバー環境とは、クラウドサーバーが動作するハードウェアとデータセンター内のネットワーク環境を意味します。クラウドサーバー環境には、クラウドサーバー上で動作する、Windows OS、Windows OS上で動作するソフトウェアおよび利用者の設備からデータセンターまでのネットワークは含まれません。クラウドサーバー環境に障害が発生した場合には、迅速に復旧作業を行います。当該障害からの復旧に全バックアップからの復旧が唯一の方法であるとエプソンが判断した場合には、エプソンは、利用者に事前通知することなく、最新の全バックアップからの復旧を実施します。その場合、利用者は、最新の全バックアップ取得から障害発生までの作業が消失することを了承します。
5. 利用者は、第14条第1項の定めに従い、自己の従業員（以下「サブユーザー」といい、利用者、サブユーザーを総称して「利用者等」といいます）に対して、本サービスの利用を許諾することができます。
6. エプソンは、本サービスについて、利用者の事前の許可なく仕様を変更する場合があります。エプソンは、利用者が本利用規約に同意した時点におけるサービス内容を永続的に保証するものではありません。

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスについての利用契約（以下「本利用契約」といいます）は、第1条の利用申込みをエプソンが承諾し、利用申込みをされた利用者に対し本サービスを利用するための設定完了通知を交付したときに成立するものとします。
2. エプソンは、次の場合には、利用申込みを承諾しない、または利用申込みの承諾を取消し、本サー

ビスの提供を停止・終了させることができます。

- ① 利用者が、利用申込みにあたり、虚偽の内容を連絡したとき。
- ② 利用者が、過去にエプソンが提供する他のサービスにおける料金未払いや不正使用などにより、エプソンから他のサービスの利用契約の解除または利用停止処分を受けていることが判明したとき。
- ③ その他、利用申込みを承諾することが不適切であると合理的に認められる事由があるとエプソンが判断したとき。

第4条（本サービスの利用）

1. 本サービスの提供時間は、0：00～2：00および4：00～24：00とします。
2. 2：00～4：00の間はシステムメンテナンスのため、本サービスを利用することはできません。
3. 第1項にかかわらず、システムメンテナンスなどのために一時的に本サービスを停止することがあります。この場合、エプソンは利用者に対し、本サービスを停止する日時について事前に告知いたします。
4. 第1項にかかわらず、天災地変、停電または回線の不良などの緊急やむを得ない場合には、事前告知を行うことなく本サービスを停止することがあります。
5. 利用者は、本サービスの利用方法に関するサポートを販売代理店から受けることができます。

第5条（利用規約の変更）

エプソンは、以下の各号のいずれかの場合には、本利用規約を変更することができるものとします。その場合、エプソンは、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容および効力発生日を、利用者に事前に告知することで利用者に周知します。第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。変更後の本利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

- ① 本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- ② 本利用規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき

第6条（告知の方法）

本利用規約におけるエプソンから利用者への告知は、利用者への電子メールによる通知、販売代理店を通じた連絡など、エプソンが適当と判断する方法によるものとします。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用者がお申込みされた販売代理店が別途指定する日までとします。

第8条（利用料金）

1. 本サービスをご利用いただくには、販売代理店が定める利用料金を販売代理店が定める支払い条件でお支払いいただく必要があります。
2. 利用料金および利用料金のお支払方法は、販売代理店にご確認ください。なお、エプソン及び販売代理店は、本サービスの提供維持のために必要と判断した場合（本サービスの提供のために必要な

コストの増加があった場合を含みます。)、及び経済情勢・社会情勢などに変更があった場合等には、本サービスの利用料金を変更することができるものとします。この場合、エプソン又は販売代理店は適切な予告期間を置いて利用者に対して事前に通知を行います。

3. 一度お支払い頂いた利用料金は第16条第3項に定める場合を除きいかなる場合といえども返還されません。

第9条（接続情報およびアカウントの管理）

利用者は、クラウドサーバーの接続情報である HUB 名、HUB 接続ユーザー名、HUB 接続ユーザーパスワードを使用して本サービスを利用することができます。万一、HUB 名、HUB 接続ユーザー名、HUB 接続ユーザーパスワード、本サービスを利用する際に使用するコンピューターの管理者パスワードの管理もしくは利用が不適切であったことが原因で、利用者 に不利益が生じても、エプソンおよび販売代理店は一切責任を負わないものとします。

第10条（ご入力情報の変更）

利用者は、自己または顧問先などの情報につき変更が生じた場合には、速やかに所定の方法にて変更していただくものとします。利用者が変更を怠ったことにより、損害を被った場合であっても、エプソンおよび販売代理店は一切責任を負わないものとします。

第10条の2（個人情報の保護）

エプソンは、利用者およびサブユーザーによりご登録されたユーザー情報、その他本サービスの提供の過程で知り得た個人情報を、エプソンのホームページ上で別途掲載する『「ウェブプラットフォーム・クラウドサービス」における個人情報の取扱いについて（プライバシーステートメント）』に従い、取り扱うものとします。

<プライバシーステートメント>

https://www.epson.jp/products/ac/privacy_statement/weplat.htm

第11条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの利用者たる資格について、有償・無償を問わず第三者に譲渡または貸与することはできません。

第12条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

第13条（システムの管理・責任）

1. エプソンは、本サービスの提供に必要な限度において、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを運営するサーバーなどのシステム（以下「システム」といいます）を維持し、システム上のデータ（以下「保存ファイル」といいます）の保全に努めるものとします。
2. エプソンは、本サービスの提供に必要な限度において、保存ファイルを利用者の機密情報として善良なる管理者の注意義務をもって管理します。エプソンは、以下の各号に定める場合を除き、保存ファイルの内容を閲覧いたしません。

- ① 事前に利用者の承諾を得た場合。
 - ② システム障害の解析目的。
 - ③ システム利用状況の把握目的。
 - ④ 法令に基づく場合。
3. エプソンは、第19条に基づき本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を第三者に再委託する場合または法令に基づく場合を除き、保存ファイルを第三者に開示いたしません。
 4. エプソンは、保存ファイルに含まれる特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項に定める特定個人情報をいう）を閲覧せず、第三者に開示しません。
 5. 保存ファイルに関するエプソンの責任は、前四項に定める内容が全てとします。
 6. エプソンは、利用者が準備した利用環境について、及び利用者がシステム上に保存された保存ファイルの内容について、いかなる保証も行わないものではありません。万一、利用者が準備した利用環境に起因し、又は保存ファイルにコンピューターウイルスなどの有害な情報が含まれ、利用者等に損害が生じた場合でも、エプソンは一切責任を負わないものとします。

第14条（利用者等の責任・利用上の制限）

1. 利用者は、サブユーザーに対して、本利用規約の内容をあらかじめご説明していただくものとし、利用者は、自己の責任においてサブユーザーに本サービスを利用させるものとします。また、利用者は、本利用規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を、サブユーザーに課し、サブユーザーによる当該義務の履行について連帯して責任を負うものとします。
2. 利用者等は、本サービスにかかるシステム、その他本サービスにより提供される情報などがエプソンまたはエプソンが許諾を受けている第三者の財産であることを認識し、エプソンまたは当該第三者に無断で転載、転用、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、知的財産権に関する表示の削除、変更、隠蔽をしたり、法令および本利用規約にて禁止される行為を行わないものとします。
3. 利用者等は、本サービスに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身事故、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において本サービスを使用しないものとします。
4. 利用者等は、自己の責任と負担において、インターネットを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェアおよび回線などの利用環境を準備・メンテナンスすること（ウイルス対策を含みます。）を行うものとします。
5. 利用者等は、本サービスに関して次の行為を行わないものとします。
 - ① 利用申込みの際、虚偽の情報を連絡する行為。
 - ② 利用料金の支払遅延や支払債務の履行遅延または不履行。
 - ③ 他の利用者のお客様番号およびパスワードを不正に使用する行為。
 - ④ エプソンまたは第三者の権利、財産、およびプライバシーを侵害する行為、もしくはエプソンおよび第三者の名誉を毀損し、または侮辱し誹謗中傷するような行為。
 - ⑤ 有害なコンピュータプログラムなどを用いてエプソンのシステムに損害を与える行為、またはエプソンの本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑥ 前各号の準備行為、または前各号の行為をなす恐れのある行為。

- ⑦ 前各号の他、エプソンまたは第三者に不利益を与える行為、および法令、公序良俗ならびに本利用規約に違反する行為、またはその恐れのある行為。
 - ⑧ 本サービスの趣旨にそぐわないとエプソンが判断した行為。
6. 利用者等は、本利用規約に違反し、エプソンに損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第15条（利用停止）

1. エプソンは、利用者等が第14条に定める違反行為を行なった場合、本サービスの利用を停止することができます。
2. エプソンは、利用者が本サービスの利用において他の利用者の統計上平均的な利用を大幅に超えた利用を行い、本サービスの運用の維持に支障を来すと判断した場合は、当該利用者に対し事前に対処を依頼した上で、利用状況が改善しない場合は、利用者による本サービスの利用を停止することができます。
3. エプソンは、前各項による本サービスの利用停止・終了に伴い、利用者等に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

第16条（利用契約の解約）

1. 本利用契約に基づき利用者が本サービスの利用を中止し、本利用契約を解約した場合、エプソンおよび販売代理店は、第8条に基づき利用者が販売代理店に対して既に支払った利用料金を一切返還せず、また利用者はエプソンおよび販売代理店に対して、その返還を一切請求できません。
2. エプソンは、以下の場合、利用者に事前に告知することにより、本利用契約を解約することができます。この場合、エプソンおよび販売代理店は、第8条に基づき利用者が販売代理店に対して既に支払った利用料金を一切返還いたしません。
 - ① 前条第1項または第2項の規定に基づき、エプソンが本サービスの利用を停止した後においても、利用者等の違反行為が是正されない場合。
 - ② 利用者等が第14条に定める違反行為を行った場合。
3. 前項の規定にかかわらず、エプソンは、解約日の30日前までに利用者に対して通知することによりいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、エプソンは、販売代理店を通じて利用者に対し、利用者が販売代理店に支払い済みの利用料金のうち本サービスの未実施分を対象とした相当額の返還に応じるものとします。

第17条（責任の制限・損害賠償等）

1. エプソンの責に帰すべき事由により、利用者等が本サービスを全く利用できない状態にあることをエプソンが知ったときから起算して、2時間以上に渡ってその状態が継続し（ただし、第4条第2項、第3項または第4項に基づく本サービスの停止時間は当該2時間の算定に考慮されないものとします。）、これにより利用者等が損害を被った場合、エプソンは、エプソンまたは販売代理店が定める方法により、利用者等による当該損害の賠償請求に応じるものとします。ただし、いかなる場合においても、エプソンの責に帰すことができない事由から生じた損害、エプソンの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についてエプソンおよび販売代理店は賠償責任を負わないものとし、また、本項に基づきエプソンおよび販売代理店が利用者等に対して負担する損害賠

償額は、第8条に基づき利用者が販売代理店に支払ったサービス料金の1ヶ月あたりの相当額を上限とします。

2. エプソンが利用者等に対して負う責任は、前項に定めるものが全てであり、これを超えて利用者等が本サービスに関して被った損害につき、エプソンは理由の如何を問わず一切責任を負いません。
3. エプソンは、利用者等に対して、法律上の契約不適合責任を含むすべての明示または黙示の保証責任および本サービスに起因する利用者等の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データ等に対する損害および第三者の権利侵害を含めて第三者により利用者等に対してなされた紛争に基づく賠償責任等の一切について責任を負いません。ただし、本利用契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合、本利用規約のいかなる条項にもかかわらず、本利用規約のうち、債務不履行または不法行為責任に基づくエプソンの損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、エプソンは、利用者が発生した損害がエプソンの故意または重過失に起因する場合を除き、利用者が直接被った通常生じうる損害の範囲内、かつ、本サービスに関してエプソンが利用者から受領した対価の額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。
4. エプソンは、商品性、品質性および第三者の権利の非侵害の保証を含めて、本サービス、本サービスに係る知的財産権およびそれらの使用に関して、利用者等に対し、明示または黙示を問わず一切の保証をしないものとします。
5. 損害の事由の発生から起算して1年以内に損害賠償請求権を行使しない場合、エプソンに対する当該請求権は消滅するものとします。

第18条（保存ファイルの削除）

エプソンは、保存ファイルを保存することが不適切であると合理的に認められる事由（第14条第5項に定める内容を含み、これに限定されないものとします）がある場合、利用者等の事前の承諾なく保存ファイルを削除することができるものとします。エプソンは、本項に基づく保存ファイルの削除によって利用者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第19条（再委託）

エプソンは、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部をエプソンの判断にて第三者に再委託することができます。この場合、エプソンは、当該第三者に対し、第13条に定める機密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第20条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスまたは本利用契約に関連して利用者とエプソンの間で紛争が生じた時は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（第三者のソフトウェア）

利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービスにおいてエプソンが提供するマイクロソフト社製ソフトウェアに関して、別紙に定めるエンドユーザーライセンス条項を遵守するものとします。

第22条（体験版に関する特約）

1. 本利用規約の第2条第1項および第8条の定めにかかわらず、利用者が希望する場合、エプソン

は本サービスの利用期間を制限した体験版を無償にて提供します。

2. 体験版の利用期限は、体験版の申し込みが成立した翌日から原則14日間です。
3. 体験版で利用した環境を正式版に引き継ぐ事はできません。体験版の利用期間終了に伴い、エプソンは利用者等の事前の承諾なく保存ファイルを削除することを含め、お客様のクラウドサーバー環境の全てを削除することができるものとします。エプソンは、クラウドサーバー環境の削除によって利用者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

以上

(附則)

2022年5月9日 改定

2023年8月31日 改定

別紙

エンド ユーザー ライセンス条項

本書は、マイクロソフトのソフトウェア製品の使用について規定したものです。マイクロソフトのソフトウェア製品とは、セイコーエプソン株式会社（以下「本会社」といいます）から提供されたマイクロソフト製品であって、付随するソフトウェア、記録媒体、印刷物、および「オンライン」または電子文書を含むこともあります（以下それぞれ、または総称して「本製品」といいます）。本会社は本製品を所有するものではなく、お客様は本製品を、本会社からお客様に通知される一定の権利および制限に従って使用するものとします。お客様が本製品を使用する権利は、お客様が本会社との間に締結した契約書の条項に従い、かつ以下の条項をお客様が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されますが、本会社は以下の条項を修正したり変更したりすることはできないものとします。

1. 定義

「クライアント ソフトウェア」とは、デバイスにインストールされ、デバイスから本製品にアクセスまたは本製品を利用することができるようにするソフトウェアを意味します。

「デバイス」とは、エンド ユーザーが本製品を操作できるようにするソフトウェアをインストールすることができる、コンピューター、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、電話、パーソナル デジタル アシスタント (PDA)、スマートフォン、サーバーまたはその他のハードウェアのそれぞれを意味します。

「エンド ユーザー」とは、本会社から直接、またはソフトウェア サービス リセラーを通じて間接的にソフトウェア サービスを受ける個人または法人を意味します。

「再頒布可能ソフトウェア」とは、下記の第 4 条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に記載されたソフトウェアを意味します。

「ソフトウェア サービス」とは、直接または間接的に本製品を使用、表示、実行し、本製品にアクセスし、またはその他の方法で本製品の操作を行うために、本会社がお客様に提供するサービスを意味します。本会社はかかるサービスを、本会社が料金を得るか否かにかわらず、レンタル、サブスクリプションまたはサービス ベースで、インターネット、電話ネットワークまたはプライベート ネットワークを介してデータ センターから提供しなければなりません。エンド ユーザーのデバイスに直接本製品をインストールしてエンド ユーザーが本製品を操作できるようにするサービスは、本サービスには含まれません。

2. 本製品の知的財産権 本製品は、Microsoft Corporation（以下総称して「マイクロソフト」といいます）の関連会社から本会社にライセンスが許諾されるものです。マイクロソフトの製品は、著作権およびその他の知的財産権関連法により保護されています。本製品および本製品の要素（本製品に組み込まれた画像、写真、アニメーション、映像、音声、音楽、テキスト、「アプレット」などを含まれますが、これらに限定されません）に対する一切の知的財産権その他の権利は、マイクロソフトまたはそのサプライヤーに帰属するものです。お客様は、本製品に含まれ、または付されている著作権、商標またはその他の知的財産権表示を削除、修正、または不明瞭にすることはできません。本製品は、著作権法、国際著作権条約その他の知的財産権関連法および条約により保護されています。お客様が本製品を保有し、アクセスし、または使用することによって、本製品に対する権利または知的財産権がお客様に譲渡されることはありません。

3. クライアント ソフトウェアの使用 お客様は、お客様のデバイスにインストールされたクライアント ソフトウェアを、お客様と本会社との契約および本書の条項に従ってのみ、かつ、本会社からお客様に提供されるソフトウェア サービスと共にのみ、使用することができます。本書の条項は、お客様によるクライアント ソフトウェアのインストールおよび使用中に電子的形式で表示されるマイクロソフト使用許諾契約に恒久的に優先するものです。

4. 再頒布可能ソフトウェアの使用 本会社によってお客様に提供されるソフトウェア サービスに関連して、お客様は、「サンプル」、「再頒布可能」またはソフトウェア開発ソフトウェア コードおよびツールへのアクセスが許諾される場合があります（以下個別に、または総称して「再頒布可能ソフトウェア」といいます）。お客様は、再頒布可能ソフトウェアを、お客様と本会社との契約および本書の条項またはお客様と本会社との契約に従ってのみ、使用、複製またはインストールすることができます。

5. 複製 お客様は本製品のコピーを作成することはできません。ただしお客様は、(a) 本会社の明示的な許可に従って特定のクライアント ソフトウェアのコピー 1 部をデバイスにインストールすることができ、また (b) 上記の第 4 条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に従って、一定の再頒布可能ソフトウェアのコピーを作成することができます。お客様は、本会社との契約が終了した場合、本会社による通知があった場合、またはお客様がデバイスを他の個人または法人に譲渡した場合のうち、いずれか最も早く到来した時点で、かかるクライアント ソフトウェアまたは再頒布可能ソフトウェアのすべてを消去または破棄しなければなりません。お客様は、本製品に付随するいかなる印刷物も複製することはできません。

6. リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限 お客様は、本製品をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、かかる制限にかかわらず適用法令により明確に許容されている限度においてはこの限りではありません。

7. レンタル お客様は、本製品をレンタル、リース、貸与したり、担保の対象としたり、第三者に直接的、間接的に譲渡または再頒布することはできず、第三者に対して本製品の機能にアクセスさせたり、使用させたりすることはできません。

8. 契約解除 お客様が本書の条項に違反した場合、本会社は、他の権利を害することなく、本製品を使用するお客様の権利を解除することができます。本製品のライセンスを許諾するお客様と本会社との契約、または本会社とマイクロソフトとの契約が解除された場合、お客様は、お客様と本会社との契約の解除後 30 日以内に本製品の使用を中止し、本製品の複製物およびその構成部分をすべて廃棄しなければなりません。

9. マイクロソフトによる保証、責任、または救済の不存在 適用される法令により認められる範囲において、ソフトウェア サービスの利用に起因する直接損害、間接損害または結果的損害などのすべての損害について、マイクロソフトまたはそのサプライヤーは一切の責任を負いません。保証および賠償責任は、マイクロソフト、その関連会社または子会社ではなく、本会社によってのみ提供されるものです。

10. 製品サポート ソフトウェア サービスのサポートは本会社または本会社に代わる第三者からお客様に提供されるものであり、マイクロソフト、そのサプライヤー、関連会社または子会社によって提供されるものではありません。

11. 非フォールト トレラント 本製品には、フォールト トレランス機能（不具合に対して自動的に対応できる機能または性能）はなく、また、マイクロソフトは本製品にエラーがないことや動作が中断されないことを保証していません。お客様は、本製品が機能しなかった場合に死亡、重大な人身傷害または重大な物損もしくは環境の破壊につながるような用途または環境において本製品を使用（「リスクの高い状況での使用」）してはなりません。

12. 輸出規制 本製品は、米国輸出管理規制の対象品です。貴社は、適用されるすべての法令（米国輸出管理規則、国際武器取引規則、ならびに米国、日本国およびその他の政府機関によるエンド ユーザー、エンド ユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を含みます）を遵守しなければなりません。詳細については、<http://www.microsoft.com/exporting/> をご参照ください。

13. 違反の責任 お客様が本会社に対して負う一切の責任に加え、お客様はマイクロソフトに対しても、当該条項への違反について直接的な法的責任を負うことに同意するものとします。

14. 情報開示 お客様は本会社に対し、本会社の契約に基づいてマイクロソフトから要求された情報を開示することを認めなければなりません。マイクロソフトは、お客様の遵守状況を確認するために、お客様と本会社との契約の規定を執行する権利を有する、お客様の契約の第三者受益者です。